

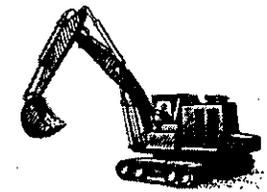
適用期限が今年度末までとなっている震災特例措置について、引き続き被災県でのニーズがあることから、適用期限の1年間の延長等を行う。(平成27年3月31日まで適用期限を延長)

1. 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置

→ 適用期限の延長に際し、復旧・復興の段階が進展していることや被災県からの要望も踏まえ、下記の下線部分を訓練内容の対象として追加する。

復旧・復興事業に必要な整地作業、土地の活用工事等に必要な人材を育成するための訓練の実施を奨励
【対象県】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフト(※)の技能講習等
- 訓練期間 10日～1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人



(参考)震災対策特別訓練コース実績

H23年度(23.10-24.3) 受講者数224人、就職率62.7%(関連就職率65.0%)
H24年度 受講者数360人、就職率60.2%(関連就職率68.3%)
H25年度(25.4-10) 受講者数305人、就職率55.9%(関連就職率68.1%)
※H25年度の就職率は、H25.6末までに終了したコースのもの

(※)

小型移動式クレーン:建設現場等で資材の運搬等を行う車両
玉掛け:建設現場等で、クレーンで資材の運搬等を行う場合に、資材のつり上げ、誘導、つり具を資材から外す等の一連の作業
フォークリフト:荷物の積み卸し、搬送等に用いられる車両

2. 被災3県において実施した求職者支援訓練の就職率に係る特例措置

→ 引き続き同内容で特例措置を継続する。

被災3県で実施された求職者支援訓練の就職率について、認定基準上の特例措置を設け、被災3県での求職者支援訓練の実施を促進
【対象県】岩手県、宮城県、福島県

通常の取扱い	被災3県における特例措置
<p>連続する3年の間に同一の都道府県で同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の就職率が、基礎コース:45%未満、実践コース:50%未満でないこと。 ※2コース以上が該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定。</p>	<p>① 平成26年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、0.5コースと取り扱う。(例えば、3コースが該当した場合、1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。) ② 平成26年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定。</p>
<p>過去に同分野の求職者支援訓練を行った場合に、その就職率が、基礎コース:30%未満、実践コース:35%未満でないこと。 ※該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</p>	<p>平成26年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</p>